
I 計画策定の基本的事項

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の主旨

近年、我が国における社会経済活動が拡大し、生活が物質的に豊かになる一方で、大量生産、大量消費による天然資源の枯渇や焼却灰を埋め立てる最終処分場の残余容量の逼迫、不法投棄の増大など、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されています。

これらの問題に対応するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」といいます。）の改正や「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）の制定等が行われ、ごみの排出抑制、天然資源の消費抑制、資源のリサイクル（再生利用）等の取組が行われてきました。平成25年4月には、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号）が施行され、小型家電に使用されている有用な金属の回収と再資源化の取組が示されました。

こうした社会状況から、本市では、平成18年3月策定の現計画に基づき、適正にごみ処理を行ってきましたが、策定から9年以上が経過し、新たな取り組みや施策、長期的な対策を検討することが必要となりました。

「生活排水処理基本計画」については、引き続き、河川環境の保全を図るため、公共下水道や合併処理浄化槽の普及の現状を踏まえながら、生活排水に係る環境の向上を目指す施策を推進する必要があります。

このような状況を踏まえ、一般廃棄物の処理について、市民、団体・組織、事業者・行政が一体となり、循環型社会の形成を目指す取組を総合的、かつ、計画的に推進するため、現計画を見直し、新たな「沖縄市一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、将来にわたって一般廃棄物を適正に処理するためのあるべき姿であり、本市におけるごみ処理のマスタープランとなります。また、本市のごみ処理を計画的かつ適正に行うための根幹となるものとして重要な意義をもつもので、ごみ処理に係わる「ごみ処理基本計画」と「し尿処理等に係わる計画」で構成されています。

以下に本計画の位置づけを図 1-1-2-1 に示します。

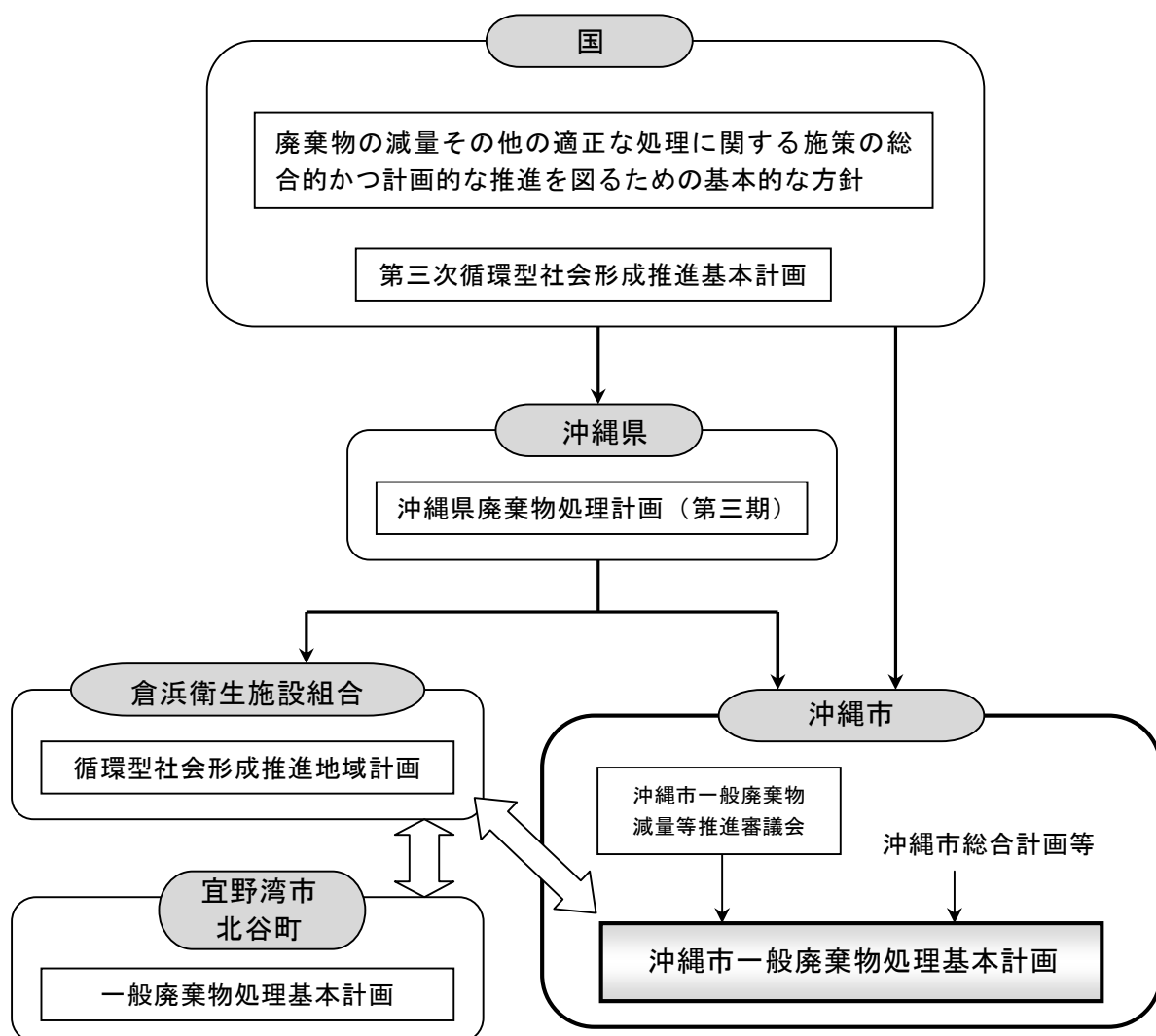


図 1-1-2-1 本計画の位置づけ

第3節 他計画との関係

本計画の策定に当たっては、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物処理法」、「資源有効利用促進法」や「容器包装リサイクル法」等の関係法令等があり、これらの法令等に則した計画とする必要があります。

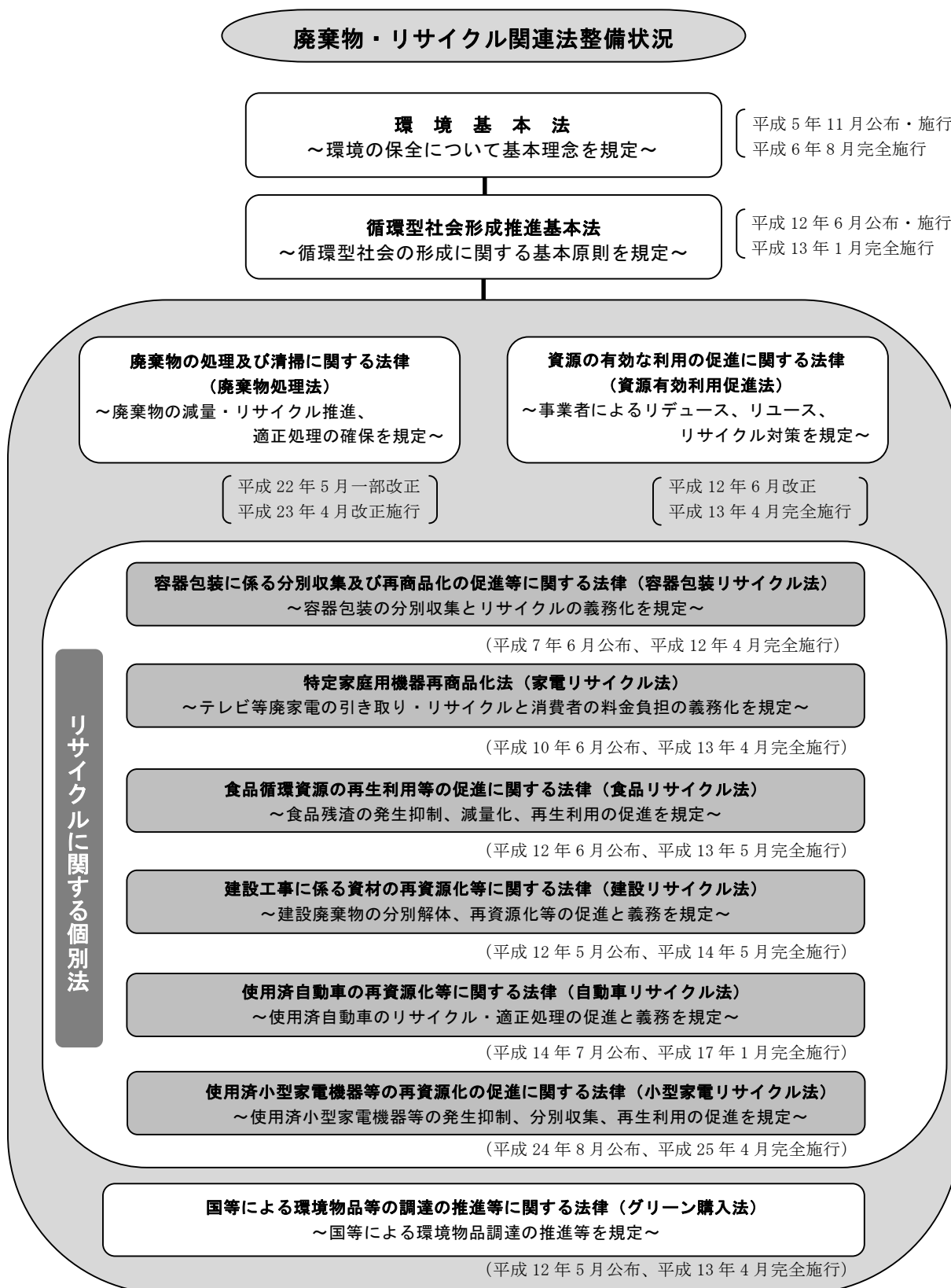


図 1-1-3-1 廃棄物・リサイクル関連法整備状況

第4節 計画対象地域

本計画の対象地域は、本市全域（米軍施設を除く）です。

第5節 計画の範囲

本計画で対象とする廃棄物は、計画対象地域内で発生する一般廃棄物のうち、「ごみ」、「し尿」と「特別管理一般廃棄物」とします。

また、本計画では、排出抑制、分別排出、収集・運搬、中間処理、最終処分までを策定範囲とします。

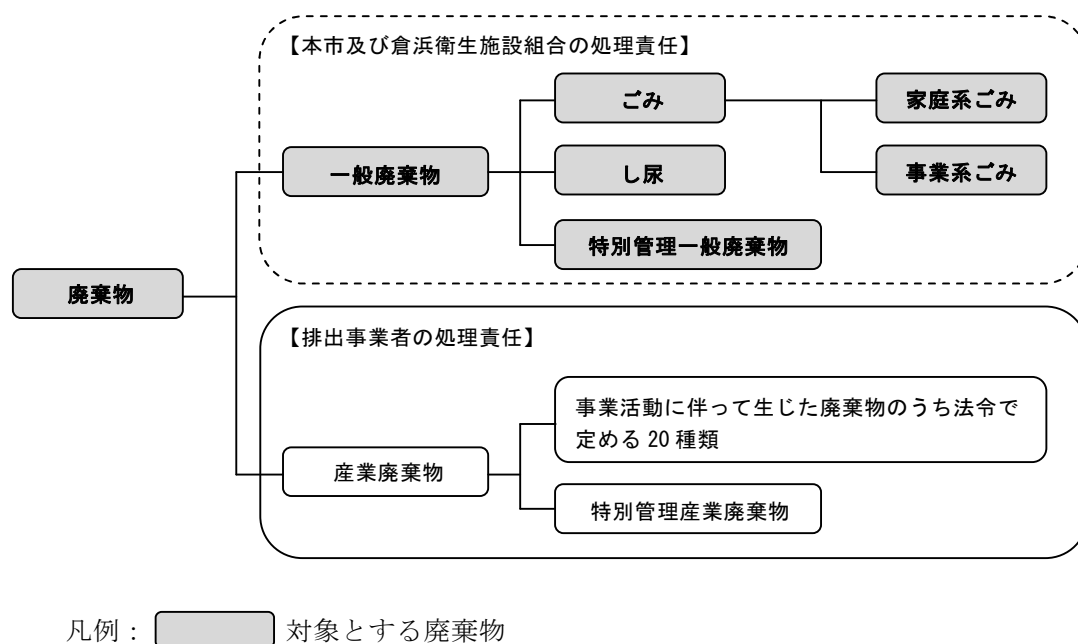


図 1-1-5-1 本計画で対象とする廃棄物

第6節 計画期間

本計画の計画期間は平成28～37年度とし、目標年度を平成37年度とします。また、本計画は5年ごとに見直すことを基本とし、社会情勢や法体系の変化など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じ見直しを行います。



図 1-1-6-1 計画の期間

本報告書では、ごみ区分を以下のように記載しています。

沖縄市ごみの分け方・出し方表記
もやせるごみ
もやせないごみ
粗大ごみ
資源ごみ（紙類・かん・びん・ ペットボトル・草木）
有害ごみ



報告書表記
可燃ごみ
不燃ごみ
粗大ごみ
資源ごみ（紙類・かん・びん・ ペットボトル・草木）
有害ごみ